



# 埼玉県報

第 2 5 8 4 号  
平成 2 6 年 4 月 1 1 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [埼玉県総務事務システムデータベースサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [埼玉県総務事務システムソフトウェアの賃貸借に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [清算法人川田谷北部土地改良区の清算人退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [清算法人川田谷北部土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [川島町土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [小島土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [春日部都市計画西部第二土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [東松山都市計画松葉町一丁目土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [さいたま都市計画内野本郷土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県立浦和工業高等学校ほか14校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示\(高校教育指導課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成26年度第1回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第五百八十五号

熊谷市、飯能市、狭山市及び深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	果	の調査を行った地	区	年 月 日	認 証
熊谷市	平成二十二年度 平成二十三年度 平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図 地籍簿	十三枚 一冊	吉岡四一（楊井の一部）		平成二十六年 四月四日	
飯能市	平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図 地籍簿	二十二枚 一冊	双柳第三（大字双柳の一部）		平成二十六年 四月四日	
狭山市	平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図 地籍簿	二十八枚 一冊	狭山第四十七（富士見二丁目の一部）		平成二十六年 四月四日	
深谷市	平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図 地籍簿	二十六枚 一冊	深谷第三十二（大谷の一部）		平成二十六年 四月四日	

## 告 示

埼玉県告示第五百八十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量11,856,000キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成26年7月1日(火)から平成27年6月30日(火)まで

### (4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

### (5) 入札方法

入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価(キロワット単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては、単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(キロワット時単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては、単一のものとする。)を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の供給期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項の一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 木村 電話048-830-2613（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B01会議室 平成26年5月21日（水）午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成26年5月20日（火）午後5時  
なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成26年4月24日（木）午後3時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から15日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities on the premises of the prefectural government office (estimated kWh: 11,856,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, May 20, 2014

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

## 告 示

埼玉県告示第五百八十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県総務事務システムデータベースサーバ機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成31年10月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。



- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体から本件業務の種類及び規模と同等の業務の受注実績があり、誠実に履行した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 若林・秋葉 電話048-830-2395  
(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年 5 月21日(水)午前 9 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年 5 月20日(火)午後 3 時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成26年 5 月21日(水)午前10時

なお、開札への立会いは、不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年5月2日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年4月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通)）へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Leasing of Database Server and Other Computer Equipment for the Saitama Computerized Administration System

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 9:00 a.m., May 21, 2014

By Registered Mail or In Person: 3:00 p.m., May 20, 2014

(3) Contact Information:

First Computerized Administration System Group,

Computerized Administration Center,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2395

## 告 示

埼玉県告示第五百八十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県総務事務システムソフトウェアの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成31年10月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 国又は地方公共団体から本件業務の種類及び規模と同等の業務の受注実績があり、誠実に履行した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 若林・秋葉 電話048-830-2395  
(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月21日(水)午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月20日(火)午後3時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成26年5月21日(水)午前11時

なお、開札への立会いは、不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年5月2日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年4月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通)）へ提出すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Leasing of Computer Software for the Saitama Computerized  
Administration System

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 9:00 a.m., May 21, 2014

By Registered Mail or In Person: 3:00 p.m., May 20, 2014

(3) Contact Information:

First Computerized Administration System Group,

Computerized Administration Center,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2395



## 告 示

埼玉県告示第五百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年四月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人カンボジア・NGO
- 三 代表者の氏名  
伊 藤 捷 雄
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市今泉六百二十五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、カンボジア国内におけるカンボジア人に対して、外国語教育及び技能教育と生活基盤向上のための生活物資援助に関する事業を行い、カンボジア国と日本国間の国際交流と両国の社会経済の発展に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第五百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン吉川美南十七街区

埼玉県吉川市美南三丁目二十三 一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ関東株式会社 代表取締役 高梨和人

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番地一

（変更後）未定

## ハ 変更年月日

平成二十六年三月二十八日

## ニ 届出年月日

平成二十六年三月二十八日

## 二 縦覧期間

平成二十六年四月十一日から平成二十六年八月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年四月十一日から平成二十六年八月十一日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第五百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十五年十二月二日に解散認可した川田谷北部土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
岩田好則	埼玉県桶川市大字川田谷四千六百三十一番地一
市川幸三	同 同 同 四千九百二十三番地
小澤嘉孝	同 同 同 四千八十九番地
坂巻義範	同 同 同 二千五百八番地
三村政男	同 同 同 二千五百四十六番地一
高柳光男	同 同 同 三千三百七十一番地一
新井光夫	同 同 同 四千九十九番地
三村彦三郎	同 同 同 三千四百五十八番地
小高稔	同 同 同 四千五十三番地一
中村進	同 同 同 三千七百七十六番地
天沼行雄	同 同 同 四千三百七十九番地一
松沢良二	同 同 同 四千九百四十六番地三
矢部昭治	同 同 同 四千五百九十三番地四
松沢文雄	同 同 同 四千六百九十二番地
齋藤和美	同 同 同 四千九百九十三番地
松沢良一	同 同 同 二千五百十三番地一
水村光雄	同 同 同 七千四百三十四番地一
小峯完治	同 同 同 五千五百一番地
熊井實	同 同 同 上日出谷九百七十一番地十八

# 告 示

埼玉県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川田谷北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
監事	島 村 信 男	埼玉県桶川市大字川田谷三千八百七十七番地
同	小 沢 昌 利	同 同 同 三千七百四十番地
同	内 田 勇	同 同 同 四千八百四十九番地一

## 告 示

埼玉県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	鹿山健治	埼玉県比企郡川島町大字平沼百九十六番地

# 告示

埼玉県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小島土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小林茂太	埼玉県熊谷市妻沼小島千八百七十九番地一
同	小林完次	同 同 二千六百五十五番地一
同	小林莊一郎	同 同 二千三百四十三番地
同	小林一吉	同 同 二千三百七十番地
同	野村好輝	同 同 千八百六十五番地一
同	澤田和一	群馬県太田市押切町五百九十五番地
同	赤石勝則	埼玉県熊谷市妻沼小島二千二十一番地
同	赤石高造	同 同 二千二十二番地
同	田中初	同 同 千八百六十四番地
同	富岡浩	同 同 九百五番地二
同	赤石嘉孝	同 同 二千二十七番地
同	遠藤隆男	同 同 二千七百三十七番地
同	田中健夫	同 同 千九百七番地二
同	高橋功	同 同 二千七百三十八番地
同	野村善雄	同 同 二千九百三十二番地十八
同	赤石仁一	群馬県太田市備前島町三百八十七番地一
同	小林正博	埼玉県熊谷市妻沼小島二千七百九十六番地
同	赤石正明	同 同 二千三十一番地
同	野村一夫	同 同 二千七百八十番地
同	新島敏明	同 同 二千三百八十一番地
同	武林英夫	同 同 二千七百九十三番地
同	田中佳雅	同 同 二千四十九番地
同	赤石茂	群馬県太田市牛沢町千百七十一番地
同	野村孝光	埼玉県熊谷市妻沼小島二千六十六番地一
同	赤石勝男	同 同 二千三十三番地



## 告 示

埼玉県告示第五百九十五号

ふじみ野市長から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第五百九十六号

春日部市長から春日部都市計画西部第二土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第五百九十七号

東松山市長から東松山都市計画松葉町一丁目土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五百九十八号

さいたま市長からさいたま都市計画内野本郷土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十六年四月四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

奥住 隆市

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一三五二八号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

## 告 示

### 埼玉県告示第六百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立浦和工業高等学校ほか14校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年2月4日

4 落札者の氏名及び住所

日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

5 落札金額

130,782,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成25年12月17日

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年三月二十四日

指令川建セ第二五〇一〇一一号

二 検査済証番号

平成二十六年四月八日

川建セ第二六〇〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字上河原千百三十九番二、千百四十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字大谷三千八百八十番地一 ウィステリア二〇四

山崎 佳緒里

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

## 一 許可番号

平成二十六年三月三十一日

指令越建セ第二五〇〇七九二号

## 二 検査済証番号

平成二十六年四月四日

越建セ第八一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

従前地 埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百四十番一ないし十二、四百九十四番

二（仮換地 五十二街区一―一画地、一―一―二画地、一―一―三画地、

一―二―一画地、一―二―二画地、一―二―三画地、一―二―四画地、一―二

―五画地、一―三―一画地、一―三―二画地、一―三―三画地、一―三―四画

地、二画地）

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市西原町一丁目四番一号

アイディホーム株式会社 代表取締役 久林 欣也



## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令越建セ第二五〇〇六二〇号

### 二 検査済証番号

平成二十六年四月四日

越建セ第九一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字西下千三十三番一、千三十三番二、千三十七

番一、千三十七番二

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大場千三百十五番地八

有限会社オオムラホーム 代表取締役 青木正次

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十六年四月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十六年四月七日
指定に係る道路の位置	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字谷畑四千番四、四千一番十二
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三三・四八
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第51号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成26年4月11日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引<sup>けん</sup>免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

### (2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

## 2 審査期日等

### (1) 期日

#### ア 論文審査

平成26年5月13日(火)

#### イ 技能審査

平成26年5月31日(土)、6月10日(火)、6月11日(水)、6月12日(木)及び  
6月13日(金)

#### ウ 面接審査

平成26年6月17日(火)、6月18日(水)、6月19日(木)及び6月20日(金)

### (2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

## 3 申請手続

### (1) 申請期間

平成26年4月11日(金)から4月25日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

### (2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

### (3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

## 4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

## 5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係(電話 048-543-2001 内線241)